

〔論 説〕

アメリカ遺言法における
不当威圧の法理の役割と存続意義について
～ 日本遺言法への示唆を求めて ～

西村 真理子

＜目次＞

- 第1節 はじめに
 - 1 アメリカ遺言法における不当威圧の法理の位置づけ、定義づけ
 - 2 アメリカ遺言法における不当威圧の法理を取り上げる契機となった論文と本稿の目的
 - 3 本稿の構成
- 第2節 アメリカ遺言法における不当威圧の法理の沿革・歴史～イギリスにおける不当威圧の法理の始まりから～
 - 1 エクイティの使命
 - 2 「不当威圧 undue influence」の発展軌道
 - 3 小括
- 第3節 財産法リステイトメントにおける不当威圧の法理～信頼関係と疑わしい状況・不当威圧の法理における立証体系も含めて～
 - 1 立証体系～不当威圧の推定が引き出されるまで～
 - 2 財産法リステイトメントにおける信頼関係
 - 3 財産法リステイトメントにおける疑わしい状況
 - 4 立証体系～不当威圧の推定が引き出された後～
- 第4節 判例上のアメリカ遺言法における不当威圧の法理
 - 1 判例の分類
 - 2 判例の分類から見えてくること
- 第5節 アメリカ遺言法における不当威圧の法理に対する学説の批判
 - 1 Melanie Leslie の *The Myth of Testamentary Freedom*
 - 2 Ray Madoff の *Unmasking Undue Influence*
 - 3 Carla Spivack の不当威圧の法理廃止論の反応
- 第6節 遺言能力有無の判断基準とアメリカ遺言法における不当威圧の法理の関係
- 第7節 まとめ

第1節 はじめに

1 アメリカ遺言法における不当威圧の法理の位置づけ、定義づけ

アメリカ不当威圧の法理は、契約法、遺言法（Property 財産法の分野に属する）の双方の分野において適用される法理である^{1) 2)}。本稿では特に、ア

-
- 1) 不当威圧の法理が遺言法においても適用されることについては、樋口範雄『アメリカ契約法第2版アメリカ法ベーシックス1』184頁、(弘文堂、2008年)。
 - 2) 不当威圧の法理はアメリカ契約法においても適用されている法理である。そこでは、契約の取り消し可能（voidable）原因の要素の一つとして位置づけられる。アメリカ契約法リステイメント（RESTATEMENT (SECOND) OF CONTRACTS §177 (1981)）の該当部分によれば、契約当事者が不当威圧を働く者の支配下にあるか、またはその者と一定の関係にある場合、契約が、より強い当事者側の不公平な説得（unfair persuasion）によって引き出されたものならば、契約は被害者によって取り消し可能（voidable）になるということである。説得の程度は状況によりけりだが、究極の問題は、自由で適格な判断の遂行を深刻に傷つける手段によって結果が導き出されたかどうかであるとされる。例えば、結果的に取引が不公平であること、独立のアドバイスが利用できない、そして説得された人が他からの影響を受けやすいこと、などの要素は、不公平な説得があったかどうかを決する際に考慮すべき状況だが、それら自体は不当威圧があったかどうかを規律するわけではないとされる。また、不当威圧の法理は、強迫や不実表示が救済を与えないところに救済を与えるということである。また別の文献（樋口範雄、前掲注1）では、「コモンローの裁判所が強迫法理を発展させたのに対し、エクイティの裁判所において、不当な圧力による取引について救済を与えるために発展した法理が不当威圧である」「エクイティの裁判所は、強迫には至らない場合であっても、一方当事者が例えば精神的能力が劣るなど特に弱い立場にあるために、圧力の影響を受けやすい場合に保護の手を伸ばした」「不当威圧の成立には2つの要件が必要である。1つは当事者間に特別な信頼関係があること、今1つは、強い立場の当事者から弱い当事者に対する不当な説得の存在である」とされる。そして、契約法における不当威圧の法理と遺言法における不当威圧の法理の違いであるが、契約の自由よりも遺言の自由の方に制約が多いだろうという趣旨の学説（野村豊弘「遺言者の意思解釈」野村豊弘ほか『遺言自由の原則と遺言の解釈』9頁以下、10頁（商事法務、2008年））を前提とすると、次のようなことが言えるかもしれない。まず、何よりも争いになったときの被害者の生死の違いが挙げられるだろう。契約の場合、通常被害者は争いになったときに存命であるから、真意の探求がし

アメリカ遺言法における不当威圧の法理を取り上げる。

アメリカ遺言法における不当威圧の法理は、遺言が遺言法の要件に従い適切に作成されたことが立証された後、引き続き遺言に異議を申し立てたい者が、遺言能力、精神異常の妄想の有無の問題をクリアした後に許される異議申し立ての更なる理由として位置づけられる。そして、それを定義づけるならば、遺言者に悪事を働こうとする者が、その遺言者の自由意思を支配し、その支配がなければ遺言者がするはずのない財産処分を遺言者にさせてしまう原因となるような影響を与えた場合に作用する法理といえよう。そして具体的にその作用の仕方は2通りある。まず第1にそうして得られた遺言を不当威圧ありとして無効にすることにより、その遺言者の財産処分の自由（遺言の自由）を保護するために作用する側面を持つ法理である。また第2にそうして得られた遺言を不当威圧なしとして有効とすることによってその遺言者の財産処分の自由（遺言の自由）を保護する側面をも併せ持つ法理ということになる³⁾。

やすく、契約法における不当威圧の法理も契約の自由に対する制約が弱く、被害者の意思が尊重された上で契約取り消しの可能性が大きくなると予想される。一方、遺言の場合は、遺言が争われるのは通常遺言者の死亡後であるから、遺言者の真意の探求は難しく、遺言法における不当威圧の法理も、遺言の自由を尊重するだけでなく、相続秩序によって遺言の自由が制限されるという側面も強く持ち合わせている。つまり、遺言者の自由意思を尊重しない形で遺言が無効とされる可能性が大きくなる。また後述財産法リステイトメントによれば、遺言法における不当威圧の法理の場合、威圧者と遺言者の間に信頼関係と疑わしい状況の存在が立証できれば、不当威圧の推定を認めるということである。

- 3) ここでいう法理の第1の側面に限って言えば、遺言者の遺言の自由の保護とはいっても実質その制約という性質が色濃い。不当威圧の法理に二つの側面があるという混乱については、後述第2節不当威圧の法理の沿革、歴史のところでも解説する。また、アメリカ遺言法における不当威圧の法理は、不当威圧の結果、威圧者が不当に利得することが好ましくないというよりも、むしろ遺言者の自由意思の尊重というところに重点が置かれているように思われる。それは当該法理の第1の側面第2の側面双方に言えることであるように思われる。しかし、判例では、不当威圧の結果、威圧者が不当に利得をしてい

2 アメリカ遺言法における不当威圧の法理を取り上げる契機となった論文と本稿の目的

以前、このアメリカ不当威圧の法理を日本遺言法にも導入する時期が来ているのではないかと問いかけたことがある⁴⁾。病気などにより、衰弱した高齢者が遺言を作成する際に搾取されないよう、その自由意思を保護するために有用ではないかと考えたからである。その折、アメリカに不当威圧の法理廃止論⁵⁾があることも知っていた。しかし、それでもアメリカで存続する不当威圧の法理には、やはり引き続き意義があるのではないかと感じていた。

本稿執筆にあたり、その廃止論に関する論文を精読してみたところ、その主張のきっかけとなった判例（後述第4節 Lakatosh ケース）の概要は以下の通りであった。ある高齢者（女性）が助けを必要とするその最後の日々に、生活面、精神面を支える家族外の第三者（男性）が登場し、その高齢者がその第三者に騙され、生前に財産を搾取され、血族を廃除してその第三者に有利な遺言を作成した。その高齢者の死後、実質その高齢者の生前、世話を放棄し見捨てていた血族が遺言の検認の場面になって突然現れ、遺言で有利な第三者の不当威圧を理由に高齢者の遺産の後見人を通して遺言の無効を申し立て、裁判所も陪審員も社会的規範を優先して血族を尊重し、その結果、第三者に不当威圧ありとして遺言を無効にし、無遺言相続に従って財産を移転させた。

つまり、不当威圧の法理は上記定義づけから明らかとなる本来の役割である高齢の遺言者の自由意思保護のために機能しているというよりも、むしろ血族尊重のために利用されているというのである。（別の論文⁶⁾でも、当該

る場合には、裁判所が擬制信託を課して、利得分を吐き出させているようである。

4) 拙稿「日本の遺言法における要式性緩和の方向性について～アメリカの遺言法を参考にして～」学習院法論 22号 1頁以下、63頁（2015）

5) Carla Spivack, *Why the Testamentary Doctrine of Undue Influence Should Be Abolished*, 58 U. KAN. L. REV. 245 (2010).

6) Ronald J. Scalise Jr., *Undue Influence And The Law of Wills: A Comparative Analysis*, 19

法理は実質遺留分 (forced heirship) の役割を果たしているといわれている。)

ここで廃止論の著者は、当該法理はまず第1に第三者に搾取されている生前の遺言者を全く救済していないこと、第2に遺言者を見捨てた親族が当該法理の適用により結果的に相続において優遇されることは本当に公正なことなのか、第3に当該法理によらなくても遺言を無効にすることはできる⁷⁾、第4に当該法理の廃止により遺言を無効にできないとしても、当該法理を存続させるよりは不公平感が少ない、などと指摘し、遺言の自由促進という本来の機能を発揮することもなく、また第三者に搾取されている最中の生前の遺言者を救済することもなく、ただ高齢の遺言者の死後家族保護のみに尽力するこの法理を廃止すべきと主張する。そして、遺言の自由の頂点を家族保護とするのならば、正式に遺留分制度を導入し、これ以上不当威圧の法理には依存しないこと、高齢者の搾取に対しては公証人制度を導入し犯罪を未然に防ぐことが肝心と提案する。著者の本音は、あくまで遺言の自由は社会的

DUKE J. COMP. & INT'L L. 41, 59 (2008).

7) 不当威圧以外の手段として、遺言能力、詐欺、強迫、相続期待権を伴う不法行為的妨害、を挙げている。遺言能力と不当威圧の法理の関係については後述第6節にて簡単に触れることとする。詐欺、強迫と不当威圧の法理の違いについてはここで言及しておくこととしよう。まず、大雑把に、詐欺、強迫の要素の方が不当威圧の法理よりも明確で具体的である。詐欺の要素は、(1)重要な事実に関する不実表示、(2)騙す意思、(3)騙された当事者による不実表示に対する信頼、(4)結果的損害である。強迫は、暴力や威圧的な脅しを含み、それらは犠牲者の自由選択を意図的に無効にする。自由選択という観念を巻き込みながらも、詐欺も強迫も明確な行為を要求し、単にあいまいに自由意思に影響を及ぼそうとする不当威圧の法理とは異なる。(Spivack, *supra* note 5, at 294-295.) 相続期待権を伴う不法行為的妨害は、財産移転において有利となった不法行為者(被告)から損害の回復を模索するもので、遺言者の遺産の範囲内での解決に取まらないのが特徴である。遺言異議申し立て訴訟とは異なり、民事裁判所(civil court)の管轄である。原告はその相続に対する期待を不当に妨害された不法行為があったことを立証しなければならない。(ROBERT H. STIKOFF, JESSE DUKEMINIER, WILLS, TRUSTS, AND ESTATES, at 317, 321-322 (10th ed. 2017). 邦語文献として、常岡史子、「第4部アメリカ法」、大村敦志監修『相続法制の比較研究』183頁～184頁、(商事法務、2020年)。

規範を逸脱する遺贈（具体的に家族外の第三者への遺贈）を有効とすることにその本質を見出さなければならないということらしい。

このように、廃止論まで主張されているアメリカ遺言法における不当威圧の法理に引き続き存続意義を認め、公正証書遺言、遺留分制度を既に準備している日本遺言法に導入する余地は果たしてあるのだろうか。実は筆者は最終的な結論として、アメリカ遺言法における不当威圧の法理に存続意義を見出すことも、その日本遺言法への導入も、双方是とみている。そこで、本稿ではこのアメリカ遺言法における不当威圧の法理の役割と存続意義、そしてその日本遺言法への導入の是非への示唆を探る序論的考察を試みたいと考える。序論的考察としたのは、今回本稿では、日本法には深入りせず、ひとまずアメリカ遺言法における不当威圧の法理を客観的に分析するにとどめ、その観点から当該法理の役割、存続意義と日本遺言法への導入の是非への示唆について、若干の検討を試みることにするからである。

3 本稿の構成

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第2節でアメリカ遺言法における不当威圧の法理の沿革、歴史を、イギリスにおける不当威圧の法理の始まりから眺める。第3節では、アメリカ財産法リステイトメントにおけるアメリカ遺言法の不当威圧の法理を、第4節では判例上のアメリカ遺言法における不当威圧の法理を見ていくこととする。第5節で、アメリカ遺言法における不当威圧の法理に批判的な学説を紹介し、第6節ではアメリカ遺言法における不当威圧の法理と遺言能力の関係について一瞥する。第7節でまとめを行うこととする。

第2節 アメリカ遺言法における不当威圧の法理の沿革・ 歴史～イギリスにおける不当威圧の法理の始まりから～

アメリカ遺言法における不当威圧の法理は、イギリスのエクイティをその起源とし、「undue influence」という文言を使わずに始まった。そのため、その理解の前提として、イギリスにおける不当威圧の法理の歴史の理解が不可欠となる。そこで、ここではイギリスエクイティにおける不当威圧の法理の歴史についての説明から始めることとする。まずはエクイティのそもそもの使命から見ていくこととしよう。

1 エクイティの使命⁸⁾

大法官府 (Chancery) の機能は、コモンローを補充し、コモンローの原則の厳格な適用がもたらすより厳しい結果を緩和することであった。エクイティは、技巧的には legal capacity を持っているけれども、精神的あるいは身体的な障害を負っている者を、有効だけでも搾取的な取引の影響を受けやすい状態にしてしまうことから保護することを模索する。エクイティは、このように、良心とその時代の道徳規範を実行するものであった。エクイティには、良心に基づく宗教的教えが埋め込まれていた。中世の大法官 (chancellor) のほとんどは司教で、教会で訓練された者たちであった。大法官の役割は、コモンローの原則の機械的な適用が正義を果たせなかったとき、正義がなされたかどうかを見極めることであり、そこには、その一環として、「weak and foolish」な人を、技巧的に合法だが不公平な契約による利得から守ることが含まれる。ちなみに、エクイティの判決が当事者のみを拘束し、コモンローの一般原則には影響を及ぼさず、双方の裁判所のいかなる将来の当事者をも拘束しないということは重要である。

8) Spivack, *supra* note 5, at 251.

1615年、大法官府のLord Ellesmereは、以下のごとく述べている。「人の行動は多様で無限だから、すべてを満足させ、特定の状況に特化しない一般原則 (general rule) を設定するのは不可能である。大法官の仕事は、詐欺、信義則違反、どんな性質であろうとも誤りや抑圧に対する人の罪の意識を正すことと、法の末端を和らげ鎮めることである。」

2 「不当威圧 undue influence」の発展軌道⁹⁾

早期のイギリスの判例や学説には「undue influence」という文言が出てこない。1611年のSwinburneによる専門書は、「怯え (fear) によって作成された遺言」は無効にすることができ、「testament は怯えのみに基づいて作成されると追い払われる」と教示した。なぜならば、「怯え」は人に心の中で意図していることと異なることをさせてしまうからである。Swinburneのこの原則には、「怯え、恐れ」から引き出された遺言は法の作用だけで自動的に無効になるものではなく、無効にできるもの (voidable) として位置づけられるという一定の制約がある。なぜなら、「遺言者は怯えを通して、同意のようなものの後に行動している、それはつまり、2人の悪魔のうち、小さい方を選んだうえで、むしろ遺言をしたいと願った結果、恐れていた危険を被った」ということになるからである。Aquinasもまた、「怯えから生じた行為が無意識によるもの」との提案に反対する。彼の理由付けは、「そのような行為は選択に基づいているから意識的である」というものである。また、Aristotleは強迫 (duress) のケースについて以下のごとく述べている。「例えば銃を突きつけられて命が惜しければ時計を渡すよう強迫された場合、時計を失うか命を守るかの選択を迫られることになる。そのとき命を選択し、時計を犯人に渡したとして、それは自主的ではないけれども、その決定を自由意思の枠組みにはめ込むことはミスリーディングである。それは選択の問題なのである。」つまり、ある行為が完全に「自由」であったか、そしてそ

9) *Id.* at 251-261.

れが他人の意思ではなく一人の人間の真意の産物であったかどうかを探求することは非常に難しいといわれているのである。「undue influence」の描いた軌道の不幸な側面の一つは、それが、ケースの状況に基づいたエクイティ上の配慮からスタートして、コモンロー的な純粋な「自由意思」の抽象的探究に向かってしまったことである。この軌道で重要なのは、それがコモンローとエクイティの違いを明確にしているということである。その違いとは、Swinburneによれば、コモンロー裁判所が契約～あるいは遺言～が有効であると判示する傾向にある（それはなぜならば技巧的な問題として契約当事者や遺言者が「同意のようなもの」の後に行動したからであるが）一方で、エクイティは「彼が彼の心の中で何を意図したか」に目を向けることができていたということである。

Swinburneの専門書もまた、容認できない圧力を「しつこさ」と定義づけ、「遺言者に対してしきりに求めたり泣き付いたりするもの」「1度や2度の拒絶では納得しないもの」と説明している。この原則は、事実に関する集中的な分析を要求し、それにエクイティ裁判所が見事にはまった。「しつこさ」をわずかながら拡大させた意味とのバランスをとりながら、早期のイギリスの判例は、遺言や生前譲渡を無効にする、より広いエクイティ上の政策を打ち出した。それは、裁判所が無効とする遺言や生前譲渡を「怯え」よりも明確でない「非良心性」といった類のもの産物とみなすことである。これらのエクイティの判例には大きな2つの特徴があったといわれている。それは第1に「undue influence」という文言が出てこないこと、そして第2に、これらの判例の背景に、家族の中に財産を維持するという認識されていたニーズがあったということである。まず、第1の特徴である「undue influence」という文言が出てこないという点から見ていこう。

この時期裁判所は、「undue influence」という文言を使わずにむしろ、「practice 策略」「fraud 詐欺」「procurement 獲得」「circumvention 出し抜くこと」といった文言を使って、遺言を獲得するに際しての不正で非良心的

な手段に言及している。「practice」「circumvention」という文言は、双方「trickery 詐欺」に当てはまるし、換言すれば、「fraud」「deception 詐欺行為」をも意味する。1627年以降のイギリスの判例、例えば1628年のHerbert v. Lowns¹⁰⁾では、被告である受益者が、新しい遺言を作成する年若い弱った遺言者に対し、「Circumvention, Fraud, Practice」を働いて遺言を作成させたことと裁判所が判断して、遺言を無効とした。ここでChancery Courtは「この遺言は正気でない精神力の人間によって作成されたものではないから、コモンロー裁判所では無効にはならない。しかし、PracticeとCircumventionから引き出されたものとして、エクイティでは無効となる」とした。しかし、「Fraud」の明確な場合には言及せず、死者は「とても弱い人間でだまされやすかった」と述べるにとどまった。むしろ、「Fraud」の同義語や「fraud」という文言自体を使って、譲渡において何かがあったことを警告する。その何かとは、おそらく文字通りの「fraud」であり、何か非良心的なものを意味するのだろう。これに対し、コモンロー裁判所は、契約を無効にするために文字通りの「trickery 詐欺」を見出していたようだが、エクイティ裁判所は、文字通りの「deceit 詐欺」を暴露しなくても、不公平なものを無効にするために「trickery」という文言を自由に使うことができた。この点から推察するに、エクイティ裁判所の方が、遺言作成時、契約締結時の不正行為に対し、コモンロー裁判所よりも繊細な感覚を持ち、微妙な意味合いの行為を見出していたのではないだろうか。

次に、これらの判例における第2の特徴として、これらの判例が、家族の中に財産を維持するという認識されていたニーズから明らかに発生したということが挙げられる。ここでいう家族とは、法律上の家族 legal familyだけを意味せず、判例が懸念したのは生物学上の家族 genetic familyであり、それは死者の「名前と血」を示すものであった。これらの判例における不公平の本質は、死者の法定相続人から土地を取り上げる遺言であり、法定相続人

10) (1628) 21 Eng. Rep. 495 (Ch.)

とは、「法 Law によって権利 right が帰属する者たち」のことを意味する。それでは具体的にエクイティ上どんなケースで遺言を無効にすることによって法定相続人が救済されたのかを見てみよう。

例えば、*Aynsworth v. Pollard*¹¹⁾ において、遺言者が残余財産を与えた相手は、遺言者を虐待したみだらな女性だったが、裁判所の解釈によれば、奇妙なことに遺言者が結婚を意図していた者だった。*Court of Chancery* は、死者の財産が死者の実子を廃除して、死者の遺言作成時に夫さえいたこの女性（第三者）に移転されることを嫌い、残余財産を娘に帰属させるよう指示した。また、*Maundy v. Maundy*¹²⁾ では、*Court of Chancery* は、「夫の名前と血」外の妻と子に死者の土地を分け与える遺言は、「被告（妻）によって企まれ」そしてそれは「名前と血以前に、第三者を優遇することを模索する、道義や自然の愛情を無視したもの」であったということに暗黙のうちに同意していた。ここでまた「contrived 企まれた」という文言が、遺言を無効にすることを助けるフィクションとして機能している。裁判所は、実際の詐欺 *deceit* の証拠を根拠としては挙げていないが、そのコンセプトを遺言を無効にする言い訳として使っている。

またしばらく経って、*Roberts v. Wynn*¹³⁾ において、*Court of Chancery* は、本件遺言異議申し立て訴訟における被告は、「Practice によって死者に別の遺言を作成させ」その遺言は無実で攻撃的でない唯一の法定相続人である子を相続廃除する不当なものであり、愛着もメリットの理由もなく、第三者を優遇するものであったことに注目。ここでの *Chancery* の関心事は不当を働く遺言を無効にすることと、社会政策を実行することであった。この時裁判所は、文字通りの *deceit* 詐欺を立証するための事実を探求することにほとんど時間を割かなかった。

11) (1636) 21 Eng. Rep. 519 (Ch.)

12) (1639) 21 Eng. Rep. 526 (Ch.)

13) (1664) 21 Eng. Rep. 560 (Ch.)

18世紀になり、Court of Chancery は、下層クラスの債権者の手から、上流階級の家族の財産を保持する裁量を使い始め、つまりこれが Chancery Court が遺言について実行を採求する社会政策であった。特に、若い法定相続人が相続期待権に基づいて借金をする契約を締結した事例において、被相続人死亡後や契約締結当事者である若い法定相続人の死亡後、法定相続人や被相続人にあたる者が契約の非良心性などを理由に契約からの解放を訴え、これに対し貸主である第三者が Chancery に救済を求めた場合、そういった一連の判例の中で Chancery は、「家族の破滅を防ぐ」という社会政策を念頭に、相続期待権に基づいて借金をする契約は fraud 詐欺の一種であると位置づけ、取引を無効とし、第三者を不利に扱った。その際 Chancery は、「これらの取引は法定相続人を破壊し」「家族を完全に破滅させる」傾向にあるとさえ述べた。そして、Earl of Portmore v. Taylor¹⁴⁾ における判事は、「Chancery Court は、家族集団の中の法定相続人が、その相続期待権を取引することによって貧困に陥ることを許さない」という趣旨のことを付け加えている。

これらの判例からわかることは、Chancery の判事らが、一連の判決の中で、「家系の中に富を保持する」という特別の配慮を講じていたということである。この Chancery の姿勢は、コモンロー裁判所には不向きなもののひとつである。ある判事は、「相続期待権保持者にとって Court of Chancery は、いかなる契約によっても彼らを拘束することをほとんど不可能にするというアプローチで、彼らの保護の程度を拡大しているようである」と皮肉を込めて述べている。

すでに述べたように、当時のエクイティ裁判所の関心事は、下層クラスの債権者の手から上流階級の家族の財産を保護し、その家族内に財産を保持することにあった。これが当時の社会的標準でもあった。エクイティ裁判所は、コモンロー裁判所を補充するという形で、その時代の社会的標準を実行する

14) (1831) 4 Sim. 182 (Ch.)

のが使命であった。しかし、その社会的標準は後の世代からは古びたものとみなされ、賛同されなくなる類のものである。エクイティは、その判決が実行する社会的標準を明確にすること、そしてこれらの標準を機械的にコモンローの原則に適用可能とするよう固定しないという二つの理由から、こういった役割を担うのに適していた。

1728年、*Kerrich v. Bransby*¹⁵⁾においてコモンロー裁判所は、遺言異議申し立て訴訟の管轄権がないことを理由に、遺言の効力に関する Chancery の判決 (decree) を破棄したが、この時初めて「undue influence」というフレーズを使った。その後、エクイティとコモンローの双方で「undue influence」の定義づけが試みられるようになる。まず、1838年、*Barry v. Butlin*¹⁶⁾において、Prerogative Court (教会法上の検認裁判所) からの上訴は、「undue influence と importunity (しつこさ)」を、遺言を無効にするのに十分なものとして定義づけようとした。それは、「詐欺 fraud か強迫 duress で衰弱した精神状態に働きかけられたもの」とする。ここで強い精神状態に働きかけられた「詐欺や強迫」も遺言を無効にするのに十分ではなかったのかとの疑問が生じ、現代における法理のあいまいさと混乱の予兆が感じられる。「衰弱した精神状態」への軽減は、実際の「詐欺と強迫」に満たない何かがそのような精神状態に働きかけられた時、「undue influence」を構成すると理解する道を開くといわれている。そして1848年の *Browing v. Budd*¹⁷⁾において、Prerogative Court of Canterbury からの上訴は、「undue influence」を「強迫 duress」の一種と紹介したが、その起源は「非良心性の一種」であることも明らかにして、定義づけはやや混乱していた。ついに1868年、*Hall v. Hall*¹⁸⁾においてコモンロー系統の Court of Probate & Divorce は、

15) (1727) 3 Eng. Rep. 284 (H. L.)

16) (1838) 12 Eng. Rep. 1089, (P. C.)

17) (1848) 13 Eng. Rep. 749 (P. C.)

18) (1868) 1 L. R. P. & D. 481 (P. & D.)

「undue influence」を以下のごとく説明した。「暴力も脅しも使われていないけれども、判断に納得することなく、意思を圧倒するほどに働きかけられた圧力」。ここでなされている判断は、もはや「ある人の意思が裁判所の良心が公平と考える以上に制限されているかどうか」ではなく、「影響を受けた人がその自由意思を行使したかどうか」である。1885年、Lord Hannenは新しいコモンローにおける「undue influence」を以下のごとく要約した。「コモンローの観点から undue influence となるためには、「強要 coercion」が必要である。遺言者となるある人の遺言が、その者が望まないことをするよう強要されたうえで作成された場合、それが undue influence である。強要の中身は様々である。実際の監禁、暴力、あるいはある人がその最後の日々に非常に衰弱して、ほんの少しの圧力でも十分に望んだ結果を得られる場合、そして病に伏しているときに少し語り掛けるだけで彼の脳を疲れさせ、平穩のために病人は何でもする気にさせられてしまう。これも実際の暴力ではなくとも強要に等しい。」¹⁹⁾

この定義づけの試みは、裁判所による探求の焦点が、良心性に関するそれから、自由意思と抑圧された意思の間の境界線のそれへと移行したことを示す。つまり、「取引を無効にするほど十分にその公平性が脅かされていたかどうか」という問題から、「遺言者の意思が彼自身のものであったかあるいはだれか他人のものであったか」という問題にその探求の中心が移行しているということである。後者の自由意思の有無に重きを置いた考察が主にコモンロー裁判所で好まれているものである。コモンロー裁判所は、エクイティでなされていたような、周りの状況の観点から当該取引の公平性の度合いを検討するという姿勢をとらない。不当威圧の法理のイギリスにおけるこの歴史的な流れは、1873年のエクイティのコモンロー裁判所への統合の結果として、当該法理を今日の混乱に導いた。エクイティとコモンロー双方のアプローチは全く異なる。エクイティは、公平という目標を達成するために各事

19) Wingrove v. Wingrove, (1885) 11 P. D. 81, 88 (P. & D.)

案における特定の要因やその時の社会標準のようなものを検討するというアプローチをとり、従って、家族内に富を保持するという目的を達成する方法として当該法理を位置付けた。一方、コモンロー裁判所は、事案ごとに対応するというエクイティとは異なり、固定的抽象的法原則を形成した。この原則は、事案における諸事実を一般化したもので、エクイティでなされたような特定の状況に対する良心の観点からの適用とは別物である。つまり、ここでコモンロー裁判所は、不当威圧の法理を「遺言の自由を保護すべきもの」に変容させたが、それは事実上、エクイティの流れをくむ「その時の社会的標準を実行する役割」を内包するものであったため、現在でも、遺言者の真意の陰にこの役割が隠れていることがあり、学説上、当該法理自体が持つ矛盾が指摘されているところである。

3 小括²⁰⁾

不当威圧の概念は、「undue influence」という文言を使わずに、エクイティ上発祥した。それは、家族に富を保持するという目的で適用されるところからスタートし、そこで重視されるのは、死者の「名前と血」であった。

「undue influence」という文言を実際に使い始めたのはコモンロー裁判所である。ここでは、それは、遺言の自由を尊重する、遺言者の自由意思の確保を目的とするものとされた。

19世紀にエクイティとコモンローが統合され、「undue influence 不当威圧」の適用目的について、上記コモンロー裁判所の考え方が前面に押し出されることとなったが、実際にはエクイティでの目的を内包する形であったため、法理が実質2つの側面を持つこととなり、現在、「undue influence 不当威圧」の概念のあいまいさと相まって混乱が生じている。要するに、現代においても「undue influence 不当威圧」の法理がエクイティ的に作用すれば遺言の

20) アメリカに「undue influence」が伝わった経緯の記述については cf. Spivack, *supra* note 5, at 261-262.

自由の制限となり、コモンロー的に作用すれば遺言の自由の尊重となる、ということである。つまり、1つの法理が真逆の作用を働くということである。

イギリスにおいて「undue influence 不当威圧」の法理は上記2で述べたような軌道を描いて発展し、19世紀になってはじめてアメリカにも伝わる場所となる。当初アメリカの判例は、「undue」とされる影響について非常に厳格な態度をとっていた。不当威圧の単なる状況証拠では満足せず、実際の強要 coercion あるいは詐欺の証拠を要求した。20世紀まで、同様のスタンダードが続く。学術書によっては、「undue」とならない種類の影響を列挙するものも見受けられた。その後、割と早急にアメリカにおける「undue influence 不当威圧」の概念は自由主義化（不当威圧の法理の運用が状況証拠を認めるなど柔軟なものに変わったことを示す）を果たし、不当威圧の推定を認めないという厳格なイギリスの原則は緩和され、状況証拠も認めるようになり、遺言者の信託義務者を利得させるような遺言について不当威圧の推定が出現した。このアメリカにおける「undue influence 不当威圧」の自由主義化を具体的に表現しているのがアメリカにおける財産法リステイメントの該当部分である。そこで次に、アメリカにおける財産法リステイメントの該当部分の内容を見ていくこととしよう。

第3節 財産法リステイメント²¹⁾における不当威圧の法理 ～信頼関係と疑わしい状況・不当威圧の法理における 立証体系も含めて～

1 立証体系～不当威圧の推定が引き出されるまで～

アメリカ遺言法における不当威圧の法理の立証に関する支配的な原則は、

21) RESTATEMENT (THIRD) OF PROPERTY: WILLS AND OTHER DONATIVE TRANSFERS §8.3 (b) (2003). 邦語文献としては、常岡史子、前掲注7、182頁。この文献の181頁～183頁にかけて、アメリカ遺言法における不当威圧の法理についての言及がある。

異議申立人が遺言は不当威圧によって獲得されたものであることを立証する責任を負うとするものである²²⁾。しかしながら、不当威圧を直接的な証拠によって立証することは難しいので、異議申立人は状況証拠に頼らざるを得ず、また事実認定者（裁判所または陪審）も状況証拠から不当威圧を推定する。異議申立人は状況証拠による不当威圧の推定に助けられるということである。その状況証拠とは以下のことを示すものである。

- ① 贈与者が不当威圧の影響を受けやすかった、
- ② 疑わしい悪事を働くものが不当威圧を働くチャンスがあった、
- ③ 疑わしい悪事を働く者に不当威圧を働く動機、気質があった、そして、
- ④ 不当威圧の結果と思われる財産処分がなされた。

状況証拠が以上の要素の一つを立証あるいは以上の要素の一つに対して反証を挙げるのであれば、許容されうる²³⁾。ほとんどの法域では、異議申立人は、疑わしい威圧者と遺言者の間に信頼関係（confidential relationship）があること、そして一つ以上の疑わしい状況が存在することを示せば、不当威圧を推定する権限が与えられる。そこで、次に、財産法リステイトメントにおける信頼関係と疑わしい状況の内容について具体的に見ていくこととしよう。

2 財産法リステイトメントにおける信頼関係

信頼関係は、財産法リステイトメント²⁴⁾において以下のごとく説明されている。「信頼関係には時折区分される3つの関係が含まれる。

まず信認関係（fiduciary relationship）。これは信認義務という確立されたカテゴリーから生じる信頼関係である。例えば、弁護士はクライアントとは信認関係にある。委任状の下での代理人は、本人とは信認関係にあるとさ

22) RESTATEMENT (THIRD) OF PROPERTY: WILLS AND DONATIVE TRANSFERS §8.3 (b) general cmt b. (2003)

23) *Id.* cmt e.

24) *Id.* cmt g.

れる。

次に頼っている関係 (reliant relationship)。これは事実の問題である。この場合、異議申立人は特別な信頼に基づく関係があったことを立証しなければならない。これにはたとえば、ファイナンシャルアドバイザーと顧客の関係、医師と患者の関係などが含まれる可能性がある。

3つ目は言いなりになる関係 (dominant-subservient relationship)。これも事実の問題である。異議申立人は、贈与者が疑わしい悪事を働く第三者の言いなりであったことを立証しなければならない。これには、雇われた世話人と病気あるいは弱った贈与者との間の関係、成人した子と病気で弱った親との関係が含まれる可能性がある。」

3 財産法リステイトメントにおける疑わしい状況

信頼関係に加えて、不当威圧推定のきっかけとして、異議申立人は疑わしい状況の存在を示さなければならない。この要件はしばしば、威圧者が遺言を獲得したことを示すことで満足される。財産法リステイトメント²⁵⁾は、疑わしい状況の判断基準を以下のごとく包括的なリストにまとめている。「①贈与者が身体的にも精神的にも弱った状態にあつて、従つて不当威圧の影響を受けやすかつた、②疑わしい悪事を働く第三者が遺言あるいは遺言代替物の準備や獲得に参加した、③贈与者が遺言あるいは遺言代替物の準備に際し、弁護士からあるいは他の適切なアドバイザーから独立したアドバイスを受けていたかどうか、④遺言や遺言代替物が秘密であるいは慌てて準備されていたかどうか、⑤贈与者の他者に対する態度が、疑わしい悪事を働く第三者との関係を理由に変わったかどうか、⑥贈与者の新しい遺言と、先行遺言あるいは先行遺言代替物との間に決定的な相違があつたかどうか、⑦先行遺言や先行遺言代替物に、財産処分に関する一貫した意思を示唆する目的の継続性があつたかどうか、⑧財産の処分が合理的な人から見て、不自然、不当、あ

25) *Id.* cmt h.

るいは不公平であったかどうか、例えばその処分が突然で、明白な理由もなく忠誠的で献身的な家族メンバーを相続廃除していたかどうか。」

次に、こうして不当威圧の推定が引き出された後の立証体系について一瞥しよう。

4 立証体系～不当威圧の推定が引き出された後～

ほとんどの州では、一旦不当威圧の推定が引き出された場合は、不当威圧がなかったことの立証責任は検認申立人に移転する²⁶⁾。反論の証拠を提出するためである。例えば、威圧者と推定される者が「取引を通じて善意で行動し、贈与者が自由に知的に自主的にふるまえたこと」を示すことによって反論できるのである。そのような証拠がない場合は、異議申立人は状況から生じる不当威圧の推定に基づいて、法律問題として判決を得る権限が与えられる²⁷⁾。

たとえ不当威圧の推定が生じなかったり、反証を挙げて覆されたとしても、異議申立人は以下のことを示すことによって打ち勝つことができる。①遺言者が不当威圧の影響を受けやすかった、②受益者は不当威圧を働くチャンスがあった、③受益者に不当威圧を働く傾向と気質があった、④遺言の条項が受益者の熱望していた結果を反映していた。

アメリカ遺言法における不当威圧の法理の立証体系のほか、財産法リステイトメントの該当部分は以上のとおりであり、そのポイントは、信頼関係と疑わしい状況であった。そこで次に、その信頼関係と疑わしい状況を含め、判例上のアメリカ遺言法における不当威圧の法理がいかに運用されているかを見ていくこととしよう。判例は、まず、財産処分の対象者が第三者か家族かで分類し、次にその中でそれぞれ不当威圧ありとして遺言を無効にするもの、不当威圧なしとして遺言を有効にするものに分類していくこととする。

26) *Id.* cmt f.

27) STIKOFF, ET AL., *supra* note 7, at 289.

第4節 判例上のアメリカ遺言法における不当威圧の法理

1 判例の分類

(1) 家族外の第三者に財産処分をする遺言

① 不当威圧ありとして遺言を無効にするもの

(a) Estate of Smith (827 So. 2d 673 (Miss. 2002))

裁判所は、遺言上主たる受益者である弁護士 Y が別の弁護士 B を手配しただけでは、遺言者 A と Y の間の信頼関係は終了しないと、その上で Y が A を B の事務所に連れて行き、話し合いの状況を録画する機材を持ち込むなど、遺言の準備に積極的に参加していたとして、本件においては不当威圧の推定が存在すると判示。Y はこの推定を覆すことができなかった。Y 有利の遺言に対し、先行遺言で有利だった A の姪の子 X がこの遺言に異議を申し立てていた。

(b) Estate of Moretti (69 Mass. App. Ct. 642,871 N. E. 2d 493 (2007))

ケア提供者 Y による不当威圧が肯定された事案。Y は高齢の遺言者 A をその長年の友人 X から遠ざけ、A の金を自己のために浪費し、そして Y を主たる受益者に指名する遺言の作成に積極的に関与していた。裁判所は、受託者である Y に有利な遺言に、先行遺言で有利であった X から異議が申し立てられた際に、A の遺言が Y による不当威圧の産物ではないことの立証責任を Y に課す例外的ルールを適用し、Y がこれを立証できなかったことから、X ら有利の先行遺言の検認を決めた。

(c) Will of Ferrill (97 N. M. 383,640 P. 2d 489 (1981))

82歳の遺言者 A の遺言が、世話人 Y らの不当威圧を理由に無効とされた事案。その遺言は、A の人生の最終段階において彼女の世話をした Y1Y2

夫婦に莫大な財産を残すという内容であった。これに対し、Aの孫息子Xが異議申し立て、裁判所は、AY1間に信頼関係を認めたとうえで、①Aが他者からの影響を受けやすい健康状態にあったこと、②YらはAの世話に対する対価（支払い）を既に受けていたから、AからYらへの遺贈は不適切な対価であったこと、③不自然、不当な遺言であること等を示す証拠があったから、疑わしい状況ありとして、Yらの不当威圧を認めた。

(d) *Christensen v. Britton* (240 Mont. 393, 784 P. 2d 908 (1989))

86歳のほぼ盲目の遺言者Aの近隣に20年近く住み親交のあった若い友人Yらは、AのYらに対する親愛の情を根拠にAから財産の生前贈与を受けたと主張するが、これに対し、Aの娘Xが、Yらによる不当威圧の産物であるとして生前贈与の無効を主張した。生前贈与がなされる以前、Aは妻を亡くしそのことから立ち直れずに憔悴しており、その後短期間のうちにYらに財産の移転がなされていた。Y1はAの妻死亡後、Aの日常の世話もしていた。裁判所は、①AとY1の間に信頼関係があり、また委任状を与えられたY1は信託義務違反を犯している、②Aは身体的にも精神的にも不当威圧に抵抗できるような状況になかった、③財産処分が不自然である、④YらのAに対する要求は疑わしい状況を作り出している等として、AからYらへの生前贈与をYらによる不当威圧の産物と認定、すべてを無効とした。

(e) *Estate of Van Aken* (281 So. 2d 917 (Fla. App. 1973))

妻を亡くし立ち直れずにいた高齢の遺言者Aが、その死亡の2か月前に知り合った看護師、家政婦、秘書の役割を担いAと同居するようになった若い女性Yに全財産を残すという内容の新遺言を、Y主導で作成した。新遺言では、Aの娘Xらは相続廃除されていた。これに対し、先行遺言等で有利だったXらがYの不当威圧を理由に異議申し立て。裁判所はAY間に

信頼関係を見出し、AとXらの間の家族不和の証拠はYの不当威圧の推定を覆さないとして、新遺言の検認を認めた下級審裁判所の判断を破棄、実質Y有利の新遺言を無効とした。

(f) Estate of Maheras (897 P. 2d 268 (Okla. 1995))

教会 Y1 の牧師 Y2 主導で、90 代の遺言者 A の財産のほとんどを Y1 に遺贈する内容の遺言が作成され、その中で Y2 は共同遺言執行者に指名された。この遺言は、Y 紹介の弁護士によって作成されている。これに対し、A の甥 X が不当威圧を理由に異議申し立て。裁判所は、AY2 間に信頼関係があり、Y2 が A より強い立場にあって A の自由意思を支配していたこと、Y1 が A の恵みの自然な対象者でないこと、A が遺言を作成するうえで独立したアドバイスを受けていないことを認めたとうえで、当該遺言の下で Y2 が個人的に利得していなくても、不当威圧は成立するとして遺言の検認を否定した。因みに、A はその昔アルコール依存症で荒れた生活を送っていたが、そこから立ち直らせたのが Y2 らであったとの経緯があった。裁判所は、Y らに対し、不当威圧がなかったことを立証するためには、遺言の作成がなされた時点で信頼関係がすでに切断されていたこと、あるいは遺言者が独立したアドバイスを受けていたことを示すよう指示したが、Y らはこれを果たせていなかった。

(g) Looney v. Estate of Wade (310 Ark. 708, 839 S. W. 2d 531 (1992))

居住型ケアセンターに入居した遺言者 A が、入居の 2 日後に全財産をケアセンターのオーナー Y に残すという内容の第 2 遺言を作成した。因みに、第 1 遺言は、ケアセンター入居以前に世話になった友人らに財産を残すという内容であった。A には近い家族がいなかった。A の第 2 遺言は、唯一の受益者 Y の自筆によるもので、Y の親族が証人となっていた。A は人生の終盤において自身をケアしてくれる人がいないこと、金銭面で不安があっ

たことから、恐怖を感じ思わずオーナー Y に遺贈してしまった。Y が第 1 遺言は第 2 遺言によって撤回されたとして、第 1 遺言の無効と第 2 遺言の検認を求める申し立てをした。裁判所は、恐怖につけ込む有害な影響が遺言を無効にする不当威圧であるとしたうえで、Y がこの不当威圧の推定を覆していないと結論付け、第 2 遺言の検認を否定。本件不当威圧のサインとしてほかに、Y は A からケア提供の対価を受け取っており Y には A に対する信託義務がある、Y が A を弁護士のところ連れて行ったなどの事実を認定した。

(h) Estate of Brandon (55 N. Y. 2d 206, 433 N. E. 2d 501, 448 N. Y. S. 2d 436 (1982))

遺言者 A は質素儉約をモットーとする女性であったが、病気を機に Y の経営する老人ホームに入居することとなった。しかし、Y は自身の豪華な自宅に住むことを勧め、A は月の家賃 600 ドルで世話になることとした。次第に A は Y のために金を使うようになり（実質生前贈与）、A 死亡時、預金残高はわずかとなっていた。A の遺言執行者 X（おそらく A の親族）が Y に対し、生前贈与は Y による不当威圧の産物であるから、A の遺産に返却するよう求めて提訴した。裁判所は、Y が別の入居者にも同様のことを働き、訴訟で不当威圧、詐欺が認定されていたことが、本件における Y の意思を示す証拠として許容されうるとして、これらのケースの発生時期がそう遠くないことを理由に、短期間で Y の性質が変わったとは考えられにくいとして Y に対し、A の生前贈与によって取得した財産の一部を A の遺産に返却することを認めた下級審判決を是認した。本件における Y の不当威圧認容。

(i) In re Rittenhouse's Will (19 N. J. 376, 117 A. 2d 401 (1955))

遺言者 A の弁護士 Y（A と親族関係にない者）は、不正を働きながら、A の財産を自己に有利に動かし、A の信頼を失いかけたこともあったが

ろうじて繋ぎ止め、YがAに紹介した弁護士Bの下で、Y有利のAによる4通目の遺言を作成させた。これに対し、Aのいとこの一人XがYの不当威圧を理由に異議申し立て。裁判所は、立証責任を検認申立人Yに移転させるのに十分疑わしい状況があり、またYが提出した証拠では、YがYAB間の関係性を満足に説明できていないこともあって、その疑わしさを払拭することができないとして、遺言の検認を認めた下級審裁判所の判断を破棄し、最終的に、与えられた証拠のみではYが不当威圧を働いたと決することは不適切であるとして、XY双方に証拠を提出させるより完全な機会を与えるよう指示して差し戻し。

(j) *In re Will of Moses* (227 So. 2d 829 (1969))

遺言者Aの姉Xが、遺言者が全財産を15歳年下の恋人の弁護士Yに遺贈した遺言に対し、Yの不当威圧を理由に異議を申し立てた。YはAが遺言を作成していたことを知らず、またAは別の弁護士に個人的に法律相談をし、Aの希望通りの遺言を起草してもらっていた事実があるから、自分はAに対して不当威圧を働いていないと主張した。裁判所は、①弁護士とクライアントが親密な関係にある場合、クライアントが弁護士に全財産を遺贈していれば、たとえ弁護士が遺言者の死亡後まで遺言について知らなかったとしても、不当威圧の推定が生じる、②この推定はクライアントが利害関係のない別の弁護士によるアドバイスで遺言を作成した事実によって覆される、③しかし、その弁護士がクライアントと遺言の内容について議論をしていなかったり、質疑応答をしていなかった場合は、その推定は覆されないとし、結果的に遺言の検認を否定した下級審裁判所の判断を是認した。(反対意見²⁸⁾あり)

28) 反対意見は、AY間の信頼関係だけでは不当威圧の推定は生じないとしたうえで、遺言の準備について疑わしい状況なし、Aは独立のアドバイスを受けている、弁護士に落ち度なし、Yは遺言の作成について不知、準備への参加もしていないなどとして、Aの

(k) *In re Kaufmann's Will* (205 N. E. 2d 864 (N. Y. 1965))

相続による億万長者であった遺言者 A が、10 年連れ添った同性のパートナー Y に全財産を遺贈する遺言をしたところ、遺言者の法定相続人 X らが不当威圧を理由に異議を申し立てた。遺言には家族あての手紙が添えられ、A が Y に出会って人生において救われたこと、相続という形で Y の貢献に報いたいということが書かれてあった。A の生活面は、財産管理から日常のことまで Y によって支えられていた。AY は同居し、公にカップルとして認められていた。裁判所は、2 人の男性の間に性的関係を疑いながら、この疑念に大きく左右されて不当威圧を見出し、遺言の検認を否定した。

(l) *Estate of Lakatosh* (441 Pa. Super. 133,656 A. 2d 1378 (1995))

遺言者 A (高齢女性) は、その最後の日々に知り合った第三者 Y (若い男性) 主導で、Y に対する委任状と Y 有利の新しい遺言を作成した。この委任状と遺言の作成にかかわった弁護士 B が、のちに A の知力について疑問を呈し、AB 間のやり取りの録音テープがそのことの補強証拠となっている。A は Y に自身の法的問題や財政問題について相談しながら近い関係を発展させ、Y は A の信頼を利用して A の財産を自己に有利に動かした。この遺言に対して A の遺産の後見人 X が異議申し立て。事実審は適格に AY 間に信頼関係を見出した。そして Y が A の財産の大半を取得しており、問題となった遺言が作成された時、A の知力が低下していたと判断。結局、Y は不当威圧の欠落を立証できなかった。そして、Y に擬制信託を課し、遺言の無効を認容した下級審裁判所の判断が是認された。

(m) *In re Estate of Reid* (825 So.2d 1 (Miss. 2002))

78 歳の遺言者 A は 24 歳の男性 (第三者) Y (当時ロースクール学生、のちに A の弁護士に) と知り合い、親密な関係になった。Y 主導で① AY 間遺言の検認を認めるよう判示した。

の養子縁組（Aと推定法定相続人Xの関係を断絶することを目的としてのもの）、Aの財産をYに移転させる②権限担保捺印証書、③認証遺言の作成がなされた。YはAをAの親族や友人から遠ざけ、また遺言の作成に際し、Aは独立のアドバイスを受けていない。これら①～③はYによる不当威圧等の産物であるとしてAの推定法定相続人Xが異議申し立て。裁判所は、AY間に信頼関係を見出し、Yは不当威圧の推定を覆せなかったため、①～③は無効とされた。

(n) *Comeau v. Nash* (233 P. 3d 572 (Wyo. 2010))

遺言者Aの孫娘Xの元配偶者Yは、A死亡の約7か月前、Aの身体的精神的能力低下に伴い、Aの委任状下の代理人に指名され、その後後見人にも指名され、Aの死亡時には、その立場を利用してAのほとんどの財産を自身に移転させていた。その移転がAの意思によるものであることを示す信頼できる証拠をYは提出していない。A死亡直前の7か月、Yは妻とともにAと同居して世話をしたが、Aの遺言ではYは他の血族と同様に扱われていた。XはYがAに不当威圧を働いたとして、Yに移転されたAの財産をAの遺産に戻すよう異議を申し立てた。裁判所は、Yへの贈与、遺言の撤回に関するAの意思を示す正式な書面が作成されていないということは、Aがそのような意思を持っていなかったことの証であって、Yが自身に対するAの信頼を利用して財産移転を企図したことは明らかであり、またXの提出した証拠が、支配のチャンス、転覆を許す状況、Yの積極的関与、Yの利得を立証しているとした。その上で、Yは後見人、委任状下の代理人としてAの利益に沿うように忠実に義務を果たさなければならなかったのに、この義務を果たさず違反したとして、Aが不当威圧の影響を受けやすかったこと、YがAに不当威圧を働いたこと、Yが信認義務に違反したことなどを見出した巡回裁判所の判断は、明らかな間違いではなかったと判示した。

②不当威圧なしとして遺言を有効にするもの

(a) *Franciscan Sisters Health Care Corp. v. Dean* (95 Ill. 2d 452, 448 N. E. 2d 872 (1983))

遺言を起草した弁護士 Y に残余財産の半分を残すという内容の遺言の作成前に、遺言者 A が別の弁護士に相談をしたことで、不当威圧の推定が覆された。

(b) *Vaupel v. Barr* (194 W. Va. 296, 460 S. E. 2d 431 (1995))

遺言者 A の家族は A と頻繁にコンタクトをとっておらず、弁護士 Y 夫婦が A の世話をしていた。Y の妻は A の遠戚であった。A は家族らにも配分のある複数の先行遺言を作成していたが、最終的に Y 夫婦有利の遺言を作成。これに対し、A の家族 X らが異議を申し立てた。その根拠は、A に対する Y の不当威圧である。その際 X らは、Y が委任状の下で A から不正に借金をしていたとして、Y の信託義務違反も強調した。裁判所は、Y が A と近い関係にあったという事実は、A がコンタクトの少ない X らではなく、Y に有利に遺言を作成することを正当化する理由となること、また、Y による A からの借金も利息付きで既に返済されており、Y が不適切に利得していることも、A が損害を被っていることもないので、Y は信託義務違反をしていないことについて十分な証拠を提示しているとしたうえで、Y が A に対し不当威圧を働いたということを示唆する証拠はなく、また A からの借金の事実についても Y が正直に証拠を提出していることから、Y 有利に判断した下級審裁判所の判断を是認した。

(c) *Curry v. Sutherland* (279 Ga. 489, 614 S. E. 2d 756 (2005))

遺言者 A の娘 X を相続廃除し、ケア提供者 Y1 と友人 Y2Y3 に平等の割合で全財産を残した A の遺言が問題となった。裁判所は、たとえ信頼関係があったとしても、不当威圧があったというためには、威圧者による遺言者

の自由意思の支配が示されなければならないとしたうえで、遺言作成時 Y1 が A の自由意思を支配していたという証拠はないとして不当威圧を認めなかった。A は生前に X に贈与をしていたという事実があった。X はアルコール依存症でもあった。

(d) Casper v. McDowell (58 Wis. 2d 82, 205 N. W. 2d 753 (1973))

遺言者 A 死亡直前の 5 年半にわたり同居していた家政婦であり友人の、A より 50 歳若い女性 Y に残余財産を遺贈するという内容の A の遺言に対し、A が最初の婚姻で儲け、妻側に引き取られていた 2 人の息子 X1 X2 が、Y の不当威圧を理由に異議を申し立てた。X らは A が最初の妻と離婚した後も A とコンタクトをとっていたが、A が Y と親密になってからは疎遠になっていた。Y は A の遺言作成に際し、A を車で弁護士事務所まで送り届けたが、実際の面談には同席していない。裁判所は不当威圧立証のための 4 つの要素 (①他者の影響を受けやすかったか、②不当威圧のチャンスがあったか、③威圧したとされる者の性質、④威圧したとされる者が熱望した結果が得られたか) を挙げ、証拠から、上記①～④のどれもが不当威圧が成立したと判断する基準をクリアしていないので、本件では不当威圧は立証されていないとして、Y への遺贈を是認した。

(e) Sweeney v. Eaton (486 S. W. 2d 453 (Mo. 1972))

70 代の遺言者 A (血族なし) は、先死した夫の親族 X らに有利な先行遺言を作成していたが、その後親しくなり身の回りの世話をしてくれた 31 歳の配達員 Y1 とその妻 Y に有利な内容の後の遺言を作成した。X らはこの後の遺言が Y1 による不当威圧の産物であるとして異議を申し立てた。X らは、AY1 間の信頼関係が A による後の遺言の作成を導いたと主張したが、Y1 が知人に A の財産に興味があるようなことを話していたという証拠も A がすでに後の遺言を作成した後のものであったことや、Y1 が A の遺言作成

に積極的に関与していないこと等から、AY1 間に信頼関係はなかったとして、裁判所は、不当威圧ありとした巡回裁判所の判断を破棄し、Y らへの遺贈を是認した。因みに、A は夫側の親族 X らとも毎日連絡を取るなどしていたが、死亡直前の3年は Y らと親密で、クリスマス、感謝祭も一緒に過ごしていた。

(f) Estate of Saucier (908 So. 2d 883 (2005))

遺言者 A は2通の遺言を残していた。第1遺言は別居していた A の息子に有利な内容で、A の父親 X が検認を申し立てた。第2遺言は A の全財産を恋人でケア提供者の Y に与えるという内容で、Y が検認を申し立てた。下級審裁判所は Y が提出した第2遺言の検認を認容。これに対し、X が Y の不当威圧を理由に控訴。控訴審裁判所は、AY 間に信頼関係があったことを認定、不当威圧の推定が生じるとしたが、Y が、自身の誠実な行動、A が遺言の作成にかかわる自身の行動について完全に認識、熟慮しており、また独立した同意を示していたことを立証し、この推定を覆しているとして、下級審裁判所の判断を是認、第2遺言の検認を認容した。

(g) Estate of Schlagel (89 P. 3d 419 (2003))

1994年、妻のケアができなくなった遺言者 A がケア提供者 Y を雇った。その後、妻は老人ホームに入居。妻が老人ホームに入居した後も、Y は A の自宅に住み込み、AY 間の関係は親密になっていった。1996年、A は子らを相続廃除すると決め、Y のために不動産を買い、それらを Y 名義にしたり、AY の共同名義にしたりした。(後に Y はこれらを放棄) 1998年、妻の後見人選出を巡り A と子らとの間で家族不和勃発。その後、A は遺言を書き替えた。その内容は、妻に life estate、その remainder を孫 X らに、そして A 死亡時 Y が生存していれば残余財産を Y に、そうでなければ X らに平等に、というものであった。1999年 A 死亡。2001年、X らが Y の

信認義務違反を理由に検認遺産への財産の回復等を申し立て。裁判所は、AY間の親密な関係はYの受益者としての資格を剥奪しないとしたうえで、YはAの財産計画について主導的積極的役割を果たしていないことが明らかなので、不当威圧の推定を既に覆しているし、不当威圧もなかったと結論付け、Yへの残余財産遺贈を是認した。

(h) Ramsey v. Taylor (166 Or. App. 241, 999 P.2d 1178 (2000))

遺言者Aと愛人でケア提供者であるYとの間の信頼関係が見いだされ、加えて疑わしい状況の有無が問題となった。裁判所は①YがAの遺言の改訂に積極的に関与したこと、②Aに関わった期間の短いY有利の遺言は不自然であることの2つを疑わしい状況として認定、不当威圧の推定が生じるとした。しかし、YがYにとって不都合な推定を証拠により覆しているとして、先行遺言等で有利であった息子Xの異議申し立てを斥け、遺言を無効とした事実審裁判所の判断に誤りありとした。背景には、Aの最後の日々においてAの親族はAを扶養せず、Aの面倒を看て安らぎを与えたのはYであったという事情があった。

(i) Kimbrough v. Estate of Kimbrough (134 So. 3d 281 (2014))

遺言者Aの子らXらが、Aが長い付き合いのガールフレンドYに全財産を遺贈した遺言に、Yの不当威圧を理由に異議を申し立てた。裁判所は、信頼関係の存在だけでは不当威圧の推定は生じないとして、Xらの主張を証拠不十分として遺言の検認を認容した。

(j) Evans v. May (923 S. W. 2d 712 (Tex. App. 1996))

遺言者Aが30年連れ添った同性のパートナーYに全財産を残した遺言に対し、Aの妹Xが30年のパートナーシップが不当威圧に値するとして異議を申し立てた。裁判所は、Xが不当威圧はなかったという証言に対し反論

していないこと、Xが事実審裁判所において不当威圧の要素を何も立証していないことを理由に、30年のパートナーシップのみでは不当威圧は構成できないとして、遺言の検認を認めた事実審裁判所の判断を是認した。

(k) Estate of Sarabia (221 Cal. App. 3d 599, 270 Cal. Rptr. 560 (1990))

遺言者 A (男性) と同居し、仕事のパートナーで日常の家事全般を担った恋人 Y (男性) が遺言により A の全財産 (ほとんど A が母親から相続した財産で構成されていた) を取得した。これに対し、A の弟 X が Y の不当威圧を理由に異議申し立て。検認裁判所は、陪審員に対し、① AY 間に信頼関係があったか、② Y が遺言の作成に積極的に関与したか、③ Y が遺言により不当に利得しているか、の 3 点が肯定できれば、不当威圧がなかったことの立証責任は Y に移転すると説明。陪審員らは①②は肯定したが、③を否定、実質遺言の検認が認容された。X は特に検認裁判所の陪審員に対する③に関する指導について、不当な利得が純粋に量的定義をもつこと (Y は A の親族ではないから、無遺言の場合は取得分ゼロ、遺言が有効な場合のみより多くを取得するということ) を説明していないとして控訴。X は Y による不当な利得について無遺言相続を基準に主張したが、控訴審裁判所はそれが一般に遺言者が親族でない者に対し財産処分する自由を制約してしまう虞があるとしてこの主張を認めず、検認を肯定した下級審裁判所の判断を是認した。A の遺言は A の生活実態と Y への愛情から考えれば不自然なものではないと判断したのである。

(2) 家族内で偏った財産処分をする遺言

①不当威圧ありとして遺言を無効にするもの

(a) Estate of Pope (5 So. 3d 427 (Miss. App. 2008))

高齢で弱った遺言者 A が、死亡の 6 か月前にケア提供者 Y と婚姻し、その後妻 Y を唯一の受益者とする内容の遺言を作成。これに対し、廃除され

た先妻との間の娘 X らが Y の不当威圧を理由に異議を申し立てた。裁判所は、Y が A の遺言作成に積極的に関与していたことから、AY 間に信頼関係があったことを認定、従って不当威圧の推定が生じると判断。Y はこの推定を覆すために、Y が善意であったこと、遺言作成に際し A にその行為と結果について完全な認識と熟慮があったこと、適格な人物で Y と繋がりがなく A の利益のために全力を尽くす者からのアドバイスがあったことを、明白かつ確信を抱くに足る証拠によって立証できなかった。A の遺言は検認が否定された。

(b) Estate of Waters (629 P.2d 470 (Wyo. 1981))

最初の妻との間に儲けた娘 X らを廃除して、4 番目の妻 Y に全財産を残すという内容の遺言者 A の遺言に対し、X らが Y の不当威圧を理由に異議を申し立てた。A は衣食住につき Y から援助を受けていた。裁判所は、A が以前後見下にあり身体的精神低能力が弱まっていて不当威圧の影響を受けやすい状況にあったこと、Y 主導で遺言が作成され、当時 A は完全に Y の支配下にあったことを認めるに十分な証拠があるとして、Y による不当威圧を認め遺言を無効とした。

(c) In re Estate of Sharis (83 Mass. App. Ct. 839, 990 N. E. 2d 98 (2013))

遺言者 A の先夫との間の娘の一人 X が、孫の一人 Y に有利な遺言（三人の娘にも配分あり）について、遺言上有利な Y が A に対し不当威圧を働いたとしてその無効を申し立てた。Y は、A と同居し世話をしていたが、A の生前、委任状を取得し、秘密裏に自己に有利に A の財産を動かしていた。ここで裁判所は、遺言が無効となる場合を、状況証拠が、指名された受益者が遺言者と信認関係 (fiduciary relationship) にあったこと、遺言者が遺言を作成するにあたり個人的に専門家の指導を受けていなかったこと、遺言者が受託者の影響を受けやすかったこと、そして受託者の行為が報告なしに秘

密裏になされたことなどを肯定する場合とし、本件では、遺言者が直接弁護士のアドバイスを受けていないこと、遺言上有利な Y 以外の家族で遺言者が遺言を作成したことを知る者がいないことから遺言の作成について秘密性があること、遺言者が遺言について知識がなく 7 年生程度の知力で、受遺者である Y に財産管理の主導権を握られていたことから、不当威圧の影響を受けやすい状況にあったことなどを根拠に、遺言が不当威圧の産物であるとした下級審判決を是認し、遺言を無効とした。また、裁判所は、Y と A との間に、信認関係と疑わしい証拠があったので、不当威圧を推定し、A が遺言を自主的に作成したことを立証する責任を Y に課したが、Y は不当威圧がなくても A が遺言上で Y を他の家族よりも有利に扱っていたことを立証していないとした。

②不当威圧なしとして遺言を有効にするもの

(a) Estate of Karmey (468 Mich. 68, 658 N.W. 2d 796 (Mich. 2003))

遺言者 A の、全財産を婚姻期間 20 年の 2 番目の妻に与えるという内容の遺言に対し、先妻との間の子 X らが Y の不当威圧を理由に異議を申し立てた。裁判所は、「婚姻は伝統的に信認義務（ある人がある人の利益になるよう行動する義務を持つ関係）を含むものと認識されている関係ではない。婚姻は、相互の信頼と忠誠に基づくユニークな関係である。我々は、不当威圧の推定が、そのような関係に適用され得るとは信じない」と述べ、Y 有利に判示した検認裁判所の判断を是認した。

(b) Will of Rasnick (N. J. Super. 380, 186 A. 2d 527 (1962))

先行遺言で有利だった遺言者 A の姉妹 X らが、後の遺言で有利な生存配偶者 Y に対し、Y の不当威圧を理由に後の遺言に対して異議を申し立てた。裁判所は、遺言の作成にかかわる A と Y の行動は、「遺言の作成について A に助言したり、A を説得したりするにあたり、妻 Y に与えられ、そして

また与えられるべき自由度の範囲内のもの」であるから、Yに不当威圧なしとして、後の遺言をAの遺言として是認した。

(c) Estate of Pringle (751 N. W. 2d 277 (S. D. 2008))

遺言者Aには4人の子X1 X2 B Yがいた。Aは農場を営み、予てからこれを家族の中に財産として残したいと考えていた。Yはこの農場を承継していた。AはY有利の遺言と不動産譲渡捺印証書を作成した。これはX1 X2に財産を引き継がせると売却の恐れがあると考えたうえでの行動であった。この遺言に対し、Xらが異議申し立て。AY間には信頼関係があり、疑わしい状況として、YがXらとAとの接触を何らかの形で妨害していたとの憶測を示した。Yは、YとAとの接触は不当威圧を働くためではなく、むしろAへの愛情と気遣いの表れであり、また遺言の作成に際し、Aは弁護士による独立したアドバイスを受けていたと主張。裁判所は、これらの主張により、Yが不当威圧の推定を覆したとの下級審裁判所の判断は補強されると判示。更に、Xらに対し、不当威圧があったことを立証する機会を与える考えを示したが、Xらはこれを果たせなかった。

(d) Lipper v. Weslow (396 S. W. 2d 698 (1963))

死者A(母親)は3度婚姻している。本件遺言に対する異議申立人ら(原告Xら)は、Aが最初の夫との間に儲け、死者Aに先立って死亡した息子の子3人(Aの孫)である。被告Yは、死者Aが2番目の夫との間に儲けた息子で、弁護士であった。(死者Aは2番目の夫との間に娘も儲けており、この娘も本件遺言の下で受遺者となっている。)Aの遺言はYによって準備され、この遺言では、AはXらを廃除し、YとYの妹に有利な財産処分をしていた。Aは遺言でXら廃除の理由を詳細に述べていた。それはXらの母親(Aからすれば息子の嫁)の態度が友好的ではなく、またXらもAを気にかけることなく接触を拒んでいたということであった。遺言はYによ

て準備され、YはAの自宅近くに住み、合鍵を持っているなど、Aと近い関係にあった。遺言でXらを廃除することにより、Yの取得分は大幅に増加。XらはAの遺言はYの不当威圧の産物であるとして、遺言の検認に対して異議を申し立て、それとともにAとの接触をYにより妨害されたと主張。事実審裁判所はYの不当威圧を認め、遺言の検認を否定。Yは評決に事実的根拠がないとして控訴。裁判所は、不当威圧があったというためには、死者と威圧したとされる者との間に、信頼関係と疑わしい状況があったことだけでなく、さらに厳しく、本件でいえば、Yの意思がAの遺言に代用されたことに関する積極的立証が必要であると述べた。そして不当威圧を主張し遺言の無効（検認否定）を求める者は、遺言者の意思が他人の意思にとってかわられたことを立証する責任を負うとした。さらに裁判所は、本件では遺言と状況は疑わしさを生じさせるが、それは不当威圧の生命線となる証拠までも提供するものではないとし、ここでいう生命線となる証拠とは、遺言者の遺言として他人による遺言財産処分計画が代用されたというもので、Xらはこれを立証していないから、この欠落は下級審裁判所の評決を破棄することを保証するのに十分であったと述べた。結局、不当威圧を認めず、遺言の検認を認容する方向の判断をした。

2 判例の分類から見てくると

(1) 判例分析の前提

判例分析の前に、遺言の自由の内容、これに対応する遺留分制度の役割、作用について触れておこう。

遺言の自由は、①家族外の第三者に財産処分する自由、②家族内で偏った財産処分をする自由、③家族間に平等に財産処分する自由、④家族を廃除する自由から成り立つものと考えられる。④家族を廃除する自由は、①②と重なるので、主に①～③が遺言の自由の内容となるだろう。③家族間に平等に

財産処分する自由は、ある文献²⁹⁾によればアメリカでは一般的多数であり、遺言が争われるのは一部遺言の自由①②が行使された場合が圧倒的である。そこで、本稿における判例の分類においても、遺言の自由①②を軸に据えた。

この遺言の自由①②に対応する遺留分制度の役割、作用として、①財産を家族に留保する作用、②複数の子らの間の平等を確保する作用、が挙げられている。アメリカ遺言法における不当威圧の法理は、実質遺留分制度の役割①を果たしているといわれており、これが正に、イギリスエクイティにおいて発祥した不当威圧の法理である。

(2) 判例分析

遺言の自由の内容とこれに対応する遺留分制度の役割、作用を踏まえたうえで、判例を分析してみよう。

まず、遺言の自由①（家族外の第三者に財産処分する自由）を行使した場合に不当威圧ありとして遺言を無効とするケースの背景から見ていこう。裏を返せば遺留分制度的作用①（財産を家族に留保する作用）が働いている場合である。威圧者とされる者が遺言の作成に積極的に関与していたり、遺言の作成を主導していたりという事実が不当威圧肯定の判断の決め手の一つとなっている（Smith ケース、Moretti ケース）。また、威圧者とされる者が世話人である場合、既に世話への対価を受け取っていたりすると、遺言による財産処分は不自然なものと思えられたりする（Ferrill ケース）。威圧者とされる者が、遺言者とかかわってから比較的短期間のうちに財産処分がなされるということも不当威圧の認定につながりやすい（Christensen v. Britton、Van Aken ケース、Looney v. Estate of Wade、Brandon ケース）。そして、威圧者が秘密裏に遺言者の財産を自己に有利に動かしていたという事実も不当威圧を肯定する材料となる（Rittenhouse ケース、Comeau v.

29) ローレンス・M・フリードマン＝新井誠監訳／紺野包子訳『信託と相続の社会史—米国手手法の展開』90頁（日本評論社、2016年）。

Nash)。また、遺言者（高齢女性）と威圧者（若い男性）に、年齢差があるにもかかわらず親密な関係である場合、裁判所は不当威圧を肯定する厳しい態度をとる傾向にある（Moses ケース、Lakatosh ケース、Reid ケース）。威圧者が同性のパートナーである場合も同様である（Kaufmann ケース）。（しかし、同性のパートナーに関しては時代が進むにつれ変化あり Evans v. May、Sarabia ケース）。以上、財産法リステイトメントの信頼関係（信頼関係（弁護士とクライアントの関係、委任状下の代理人と本人の関係など）、言いなりになる関係（雇われた世話人と病気で弱った贈与者との関係、成人した子と病気で弱った親との関係など）、疑わしい状況（贈与者が身体的精神的に弱っていた、遺言や遺言代替物の準備獲得への積極的関与、独立したアドバイスの有無、財産処分の不自然さなど）とも重なる。

次に、遺言の自由①（家族外の第三者に財産処分する自由）を行使した場合に不当威圧なしとして遺言を有効とするケースの背景を見てみよう。威圧者（受遺者）が弁護士である場合、遺言者が別の弁護士のアドバイスを受けることで不当威圧の推定は覆された（Franciscan Sisters Health Care Corp. v. Dean）。また、異議申立人である家族が遺言者と疎遠であった場合（Vaupel v. Barr）、異議申立人である家族にすでに生前贈与をしている場合（Curry v. Sutherland）などにも、不当威圧は否定される。威圧者とされる者が遺言の作成に積極的に関与していない、主導していないなどの事実も不当威圧否定の方向に作用する（Casper v. McDowell、Sweeney v. Eaton、Schlagel ケース）。また、威圧者とされる者（愛人で世話人）が遺言者の最後の日々の精神的支えになったという事実も、信頼関係、疑わしい状況の存在を覆して、不当威圧否定の結論を導き出す際の配慮事項となる（Ramsey v. Taylor）。

更に、遺言の自由②（家族間で偏った財産処分をする自由）を行使した場合に、不当威圧ありとして遺言を無効とするケースの背景についても見ていこう。これは、裏を返せば遺留分制度の役割②（複数の子らの間の平等（家族間の平等）の確保）が働く場合である。特に先妻との間の子が相続廃除さ

れ、後妻（生存配偶者）が優遇されているとき、生存配偶者であっても婚姻期間が短く、加えてその生存配偶者が遺言の作成に積極的に関与した、遺言の作成を主導した場合は、不当威圧の肯定につながりやすく、結果、血族が尊重されている（Pope ケース、Waters ケース）。財産法リステイトメントの疑わしい状況に順当に該当する場合も、不当威圧が肯定される結果となる（Sharis ケース）。一方、遺言の自由②を行使した場合に、不当威圧なしとして遺言を有効とするものについて、まず、生存配偶者が威圧者だと主張されても、婚姻期間が長期にわたる場合には、不当威圧が否定されやすい（Karmey ケース）。また、複数の子らの間での不平等な財産処分も、主たる受益者が遺言者の遺志を明らかに継いだ子である場合には、不当威圧は否定される（Pringle ケース）。また、遺言者が遺言の中で、血族である異議申立人らを相続廃除した理由を詳細に述べている場合は、相続廃除に相当するとして、不当威圧が否定されたりする（Lipper v. Weslow）。以上が大雑把な判例分析である。遺言の自由の尊重か制限かといえば、拮抗している状況といえよう。では学説はこの点につきどのように考えているのか。次に学説を見ていくこととしよう。

第5節 アメリカ遺言法における 不当威圧の法理に対する学説の批判

20世紀のアメリカ遺言法の基本書³⁰⁾では、「財産処分が家族間で不平等であると、遺言者の恵みの自然な対象者に対して財産処分がなされていないといった遺言の内容は不当威圧の立証には関係ない」とされているが、上記判例の分類の結果からも明らかのように、そのことと現実は一致していないようである。特に、「遺言者の恵みの自然な対象者」でない家族外の第三者への遺贈に対して、裁判所は厳しい目を向けている。第2節で述べたとおり、

30) THOMAS E. ATKINSON, HANDBOOK OF THE LAW OF WILLS, at 255 (1953).

アメリカ遺言法における不当威圧の法理にはイギリスにおけるエクイティとコモンローのそれぞれをルーツとする2つの側面があり、エクイティはコモンローに統合されたとはいえ、現代においても当該法理のエクイティ的作用(家族保護重視)は根強く続いているので、コモンロー的作用(自由意思重視)を重視する学説からは批判が相次いでいるということにならうか³¹⁾。アメリカ遺言法における不当威圧の法理に批判的な学説として有名な2つの論文がある。順次見ていくこととしよう。

1 Melanie Leslie の *The Myth of Testamentary Freedom*³²⁾

一つ目のこの学説は要するに、アメリカでいわれている遺言の自由は神話であり、実際には裁判所は、不当威圧の法理を遺言者の自由意思尊重ではなく、家族尊重の方向で操作していると指摘する。「家族に対する道徳的義務」が不当威圧の法理の操作を通して、遺言の自由よりも優先されているというのである。Leslieはこの論文の中で裁判所が不当威圧の法理の適用に際し遺言の自由以外に以下のことを優先していると述べている。「①家族を相続廃除して第三者有利の遺言に直面した時、裁判所は最低限の証拠で不当威圧を見出し認めるか、第三者が優先的に利得している場合は、異議申立人が不当威圧を立証するのに十分な証拠を提出していなくても不当威圧を肯定する。裁判所は黙示で異議申立人を立証責任から解放し、立証責任を受益者に移転

31) たとえば遺言の自由を守り、社会的標準を逸脱する財産処分(家族外の第三者への遺贈)に救済を与えることを目的とする学説は、合法的な「遺言の代理人 will guardian」を制度として創設することを提案する。これは、遺言者が生前に遺言について利害関係のない者を「遺言の代理人 will guardian」として選任し、遺言者の死後、この者が遺言者の代理人として遺言者の意思を語る役割を担うというものである。(Irene D. Johnson, *There's A Will, But No Way-Whatever Happened To The Doctrine Of Testamentary Freedom And What Can (Should) We Do To Restore It?* 4 EST. PLAN & CMTY. PROP. L. J. 105, 125 (2011)).

32) 38 ARIZ. L. REV. 235 (1996).

させている、②家族外の第三者である受益者と遺言者の間に信頼関係 (confidential relationship) を見出し、立証責任をその受益者に移転させる傾向にある。」そして、問題は、「遺言者の意思が裁判所の正義や道徳の感覚に反しているかどうか」であるとする。例えば異議申立人と受益者が遺言者と同親等で関係する親族である場合、親族間の財産処分に偏りがあっても、裁判所は異議申立人に立証について高い基準を要求し、受益者と遺言者との間に信頼関係 (confidential relationship) を見出すことに消極的であると指摘する。そして以下のような判例を紹介する。息子を相続廃除して娘に全財産を残した遺言は、遺言者が生前息子に市場価格よりも安価で農場を売却しているから、そのことから考えれば息子と娘は実質平等であると判断され、不当威圧なしで有効とされた。逆に良好な関係にある成人の息子たちを相続廃除して同棲するボーイフレンドに有利に財産処分した遺言は、内容が不自然であるとして、不当威圧あり、無効とされた。また、世話人 (caregiver) 有利に財産処分する遺言も、受益者が家族である場合と第三者である場合とで結果が異なる。疎遠の息子を相続廃除して世話人である娘有利の遺言は、息子の相続廃除を正当と判断し、不当威圧なし、有効とされた。一方、第三者である後見人が世話人で全財産が遺贈された場合は、遺言者と後見人の間に信頼関係 (confidential relationship) 成立、不当威圧ありとして遺言の検認が否定された。ただし、家族外の第三者有利の遺言も一定数は認されている。例えば、良好な関係の甥が、自身が体調を崩し、遺言者の最後の日々に世話ができなかったことはやむを得ない事情として考慮され、第三者有利の遺言は無効とされたが、世話ができたにもかかわらずそれを怠った疎遠の甥らは、相続廃除されてもやむを得ないとして第三者有利の遺言は有効となった。遺言者と異議申立人である家族が疎遠だった場合は、遺言の作成に積極的に関与した第三者への遺贈も、不当威圧なしとして有効とされている。しかし、家族と遺言者の間に交流さえあれば、第三者に不当威圧ありとして遺言が常に無効とされるわけではない。たとえ交流があったとしても、道徳的

観点から財産処分に問題があれば、裁判所は不当威圧を肯定する。つまり、Leslieによれば、裁判所は遺言者の意思以外に、財産処分が道徳的に容認可能な範囲のものであるかどうかを見ているのである。そして結論として、アメリカにおける「家族的義務」への固執を指摘し、それが donative transfers（贈与的譲渡）の分野に存続すべきかどうかを決しなければならないとする。つまり、家族保護を重視する裁判所の姿勢をそのまま放置してよいのか、というのである。では次に2つ目の批判的論文を見ていくこととしよう。

2 Ray Madoff の *Unmasking Undue Influence*³³⁾

この学説も、アメリカ遺言法における不当威圧の法理は遺言者の真意の尊重というよりも、むしろ家族保護（実質 forced heirship として機能）のために利用されていると指摘し、そのことの背景には、不当威圧の法理自体の持つ矛盾～最前線では遺言者の自由意思尊重を全面的に掲げながらも、実際には家族保護主義を内包する歴史的2面性があること～が横たわるとする。Madoff は以下のごとく述べる。裁判所は、家族間の遺贈を自然な財産処分とみる傾向にあり、家族間に不当威圧の判断基準の一つである信頼関係 (confidential relationship) を見出すことに消極的である³⁴⁾。それはなぜならば、家族関係は利他主義の倫理によって規律される、信頼と思いやりの関係であると位置づけられているからである。ここでは家族は常に遺言者の最善の利益において行動すると考えられている。しかし、実際には、家族関係が常に信頼と思いやりの関係にあるわけではない。そのことは、家族間の虐待

33) 81 MINN. L. REV. 571 (1997).

34) 特に、多くの裁判所は、夫と妻の間に信頼関係のようなものはないという立場をとる。夫と妻の間に信頼関係の可能性を想定する州にとっても、原則の適用は一般に再婚の場合に限られる。その場合、最初の婚姻で儲けられた子らは相続廃除されている。更に、配偶者に関する場合、不当威圧についてより強い立証が要求される。なぜならば、配偶者は「自然に」影響を及ぼすというのが裁判所の一般的判断だからである。

の事実などに代表されるところである。一方、裁判所は、個人主義の倫理で規律される家族外の第三者への遺贈には厳しい目を向けがちで、Madoff も別の論文を参考にして、家族外の第三者が提供したサービスに報いるならば無償譲渡ではなく契約ベースの補償が適切であると述べるが、同時に遺言者が家族外の第三者と信頼と思いやりの関係を築くことも大いにありうるということにも注目している。おそらく Madoff には、遺言者が家族外の第三者と信頼と思いやりの関係を築いた場合に、遺言者がこの第三者に遺贈したならば、そこに適用可能な不当威圧の推定を阻みたいとの意向があるのだろう。そして、Madoff は論文の最後で後進の学者たちに以下のごとく問いかける。「不当威圧の法理を遺言の自由保護の法理として受け入れるのならば、信頼関係 (confidential relationship) と自然な遺贈 (natural bequest) の矛盾～一見自然に映る配偶者や血族への遺贈が実は不当威圧の産物であることがありうるということ～を置き去りにしなければならないし、一方、家族保護の法理としてとらえ続けるのであれば、現代におけるその正当性を探求しなければならない。いずれを議論の中心に据えるかによって不当威圧の法理の将来は変わる」と。この Madoff の問いかけに応えたのが、本稿で冒頭より言及している Carla Spivack による不当威圧の法理廃止論の論文である。そこで次に、この廃止論の反応について簡単に見ていくこととしよう。

3 Carla Spivack の不当威圧の法理廃止論³⁵⁾の反応

この廃止論は、Madoff の問いかけの後半に応える形で、不当威圧の法理にもはや家族保護の法理として存続する意義なしとし、遺言を無効にすることの原因として当該法理を全面的に廃止することを主張する。論文の冒頭では、「家族の保護に配慮するならば、立法府に遺留分類似の制度を制定させればいいし、もし家族の保護よりも遺言の自由に価値を見出すならば、裁判所にそちらを優先させればいいし、もし高齢者に配慮するならば、遺言者の

35) Spivack, *supra* note 5.

死後のみに効力を発揮する教義よりも効率的に彼らを守る手段を講じればよい。我々の社会における優先順位が何であろうと、不当威圧の法理を廃止することは必然なのである」と述べる³⁶⁾。そして、不当威圧の法理は高齢者のケアの実態を把握しておらず、第三者による献身的ケアへの感謝の気持ちとしての遺贈³⁷⁾も無効にしたりすることを指摘する。つまり、高齢の遺言者の自由意思を全く保護していないというのである。しかし、結論近くになって、引き続き不当威圧の法理が遺言者を搾取から保護できるケースも残るだろうともしている³⁸⁾。

第 6 節 遺言能力有無の判断基準と アメリカ遺言法における不当威圧の法理の関係

まとめの前に、遺言能力の有無の判断基準とアメリカ遺言法における不当威圧の法理の关系到簡単に触れておこう。

アメリカの遺言法に関する 20 世紀の基本書³⁹⁾は、遺言に関する精神能力の一般方針について以下のごとく述べている。「法は遺言目的の精神能力にいかなる特定の要件をも課すべきではないということがまさに考えられる。このことが、遺言の自由の概念をその完全な範囲で実行する」と。これが、アメリカの遺言能力の基本方針であり、比較法的に見ても⁴⁰⁾、遺言能力のレ

36) *Id.* at 246.

37) カリフォルニア州、イリノイ州、メイン州等では、世話人 (caregiver) へのいかなる贈与も不当威圧の推定を控えめなハードルで適用するという制定法 (caregiving statute) を採択している。ここでいう世話人とは、贈与者が健康や社会的サービスについて依存している者を指す。この世話人には、贈与者の配偶者や近親者は含まれない。この場合、世話人への譲渡の事実だけで不当威圧の推定が生じ、信頼関係や疑わしい状況の立証は必要とされない。

38) Spivack, *supra* note 5, at 308.

39) ATKINSON, *supra* note 30, at 233.

40) 例えば、フランス、ドイツでは、契約に際して要求される能力と遺言に際して要求さ

ベルが世界的に一番低いといわれるゆえんである。アメリカのある判例⁴¹⁾は、「心神喪失者でさえ遺言を作成できる」とまで述べている。財産法リステイトメント⁴²⁾の遺言能力該当部分は、遺言作成時に要求される精神能力が最低限であることについて、以下のごとくまとめている。「遺言者は、一般的な方法において以下のことを知り理解することができなければならない。(1)財産の範囲と性質、(2)遺言者本人の恵みの自然な対象者、(3)財産について果たした処分、そして、(4)これらの要素を互いに関連付け、財産の処分について順当な希望を形成することができなければならない。」そして要求される遺言年齢は大半の州において18歳である。また、遺言能力を争うケースでは、アメリカの裁判所は総じて遺言能力をなるべく肯定し遺言を有効にしようと努めている。たとえば、*In re Wright's Estate*⁴³⁾では、遺言者の遺言能力の推定は、死後の争いにおける証人らの証言が直接遺言の作成行為における遺言者の異常性等にかかわらない限り、覆されることはないとされた。このケースは以下のような事案であった。死者Aは不動産の一つを娘である異議申立人Xに、もう一つを友人Yに与えること等を内容とする遺言を作成した。YはAが遺言作成時遺言能力を欠いていたとした下級審判決から控訴していた。裁判所はAの日常生活における奇行等に関する証言を容れず、遺言作成時にAが正常であったことが法律上の遺言能力の推定であるとした。また、XがAの遺言能力について医学的観点からの証拠を提示していないことも指摘。Aがビジネス上の行為ができなかったり、自身の身の回りの

れる能力は同等だが、アメリカでは契約よりも遺言に際して要求される能力の方が低い。つまり、アメリカでは、契約能力はないけれども遺言能力はあるというカテゴリーが存在することになる。フランスとドイツではアメリカに比べて遺言能力の基準が高いから、不当威圧の法理がさほど重要ではなくなってくるといわれている。(Scalise, *supra* note 6, at 80.)

41) *Skelton v. Davis*, 133 So. 2d 432, 436 (Fla. Dist. Ct. App. 1961).

42) *RESTATEMENT*, *supra* note 21, § 8.1 (b).

43) 60 P. 2d 434 (1936).

ことができなかったということもなく、遺言の作成行為に至る過程、直接の作成行為において異常性はないから、証人らの証言は些細なことにすぎず、またそれら証言は信頼性に乏しいとして、下級審判決を破棄した。また、Wilson v. Lane⁴⁴⁾ では、遺言執行者である Y (家族外の第三者、世話人) が遺言者 A の遺言の検認申立てをしたところ、血族の一人 X が異議を申し立てた。遺言では、17 人の受益者のうち 16 人が血族で、Y のみが第三者であった。X は、遺言作成時 A が高齢で、エキセントリックな精神状態にあり、体的にも弱っていたという証拠を提出したが、これらの証拠は遺言能力欠如を示唆するものではないとされたうえ、A が財産の処分について合理的な希望を形成することが不可能であったことを何も証明していないので、それらの証拠を不十分とし、A の遺言能力を否定しなかった。

一方、遺言能力と不当威圧の法理は密接に結びついているといわれている⁴⁵⁾。低い遺言能力の基準をクリアできても、明らかに十分に自主的な財産処分ができない者によって作成された遺言を無効にするために、不当威圧の法理がしばしば使われているからである。つまり、遺言能力の基準が高ければ高いほど、不当威圧の保護的機能（遺留分的役割）は必要なくなるということである。アメリカでは、遺言能力の甘い基準に歯止めをかけるのが不当威圧の法理といったところになろうか。

アメリカの遺言能力の基準が低く、裁判所も遺言能力が争われた場合に比較的寛大な態度をとっていることからすると、アメリカにおいて、不当威圧の法理を存続させる意義は引き続きあるのではないかと思われる。

第7節 まとめ

1 学説は、イギリスのエクイティを起源とするアメリカ遺言法における不

44) 614 S. E. 2d. 88 (2005).

45) Scalise, *supra* note 6, at 74.

当威圧の法理の役割の一つである家族保護的側面を批判し、それよりもコンロー的な遺言の自由を促進すべきとするが、当該法理の家族保護的側面はそこまで嫌悪されるべきものなのか。Spivackの不当威圧の法理廃止論の論文は、特にLakatoshケース（第4節1(1)①(1)）を取り上げて、生前に搾取される遺言者を救済することもなくただ家族保護に尽力する不当威圧の法理の無意味さを主張するが、筆者からすればLakatoshケースこそ不当威圧の法理を働かせるに値するケースのように思われ、Spivackが、遺言者の生前から遺言者を搾取した第三者への遺贈を、法理の廃止にとって容認可能な代償と考えればさほど不公平ではないと主張するのは行き過ぎではないかと思われる。（実際にはLakatoshケースでは不当威圧が肯定され、遺言は無効とされて、遺産の後見人を通じて遺言に異議を申し立てた親族が、最終的に無遺言相続に従って遺産を取得している。）そういった場合にデフォルトとして疎遠であっても血族が尊重されるのはやむを得ないことなのか、と考える。

2 アメリカ遺言法における不当威圧の法理廃止論は、不当威圧の法理の廃止を主張する根拠として、遺留分制度や公証人制度に期待をしているが、それらを既に準備している日本遺言法では、それらに関する問題も起きている。遺留分制度や公証人制度も絶対的なものではない⁴⁶⁾。故に、アメリカにおいても不当威圧の法理の存続意義はあるものと考えられるし、また日本においても不当威圧の法理の働く余地は引き続き残されているのではないかと思われる。

3 アメリカ遺言法における不当威圧の法理に対して比較法的アプローチで

46) 公証人の機能に問題があることについては、二宮修平監修、川阪宏子著『遺留分制度の研究 共同相続人間の公平性確保の視点から』16頁～17頁（晃洋書房、2016年）。

考察する学説⁴⁷⁾を紹介しよう。この学説は、不当威圧の法理に批判的な学説のカテゴリーに収まらないと判断したので、まとめの部分で扱うこととした。この学説も「遺言の自由が存在せず、その代わり社会が共同相続で規律されていたら、不当威圧の法理はさほど重要ではなくなる。アメリカでは建前上、遺言の自由が最重要とされているので、不当威圧の法理は完全に自由で自律的になされた処分の尊重を保証するにあたり、中心的役割を担う。それと同時に、アメリカにおける不当威圧の法理は家族保護の役割も担う」ことを認める。そして、不当威圧の法理の伝統について、フランス、ドイツとアメリカにおいて同じ土壌があるということを驚きをもって捉えるとともに、フランス、ドイツでは、不当威圧の法理はあまり重要視されないが、それでもモンローの不当威圧の法理に類似のものが存在するという。しかし、大陸法とアメリカ法には引き続き違いが存在すると述べる。「フランスとドイツの法は、引き続き複数の子らの平等な扱い、財産所有の家族的概念への信奉によって動機づけられているが、一方、活発な個人主義の観念と政府の干渉への抵抗は、アメリカ全体に普及している。」「フランス、ドイツとアメリカでは手続法も異なる。」現在の動向としては、「個人主義と遺言の自由の拡大と、共有の一体感、遺留分制度の観念の縮小は、法の変化に影響を及ぼすだろう。・・・近年、フランスドイツでこの方向でのかすかな変化の兆しがみられる」とし、最終的に「相続に関する実体法の世界的調和は必須の課題である。その課題克服のための小さな一歩を本稿が踏み出した。2つの伝統（大陸法とアメリカ法）は互いに学びあうことができる」と締めくくる。筆者が思うに、この学説は、遺言の自由を尊重する方向での不当威圧の法理に存続意義を認めるものと捉えることができるだろう。そして少なくとも、不当威圧の法理の家族保護的側面を積極的に批判している学説と捉える必要はないものと思われる。

47) Scalise, *supra* note 6, at 54-55, 104-106.

4 遺留分制度と並んで、家族保護の手段の一翼を担うフランス由来の夫婦共有財産制の背後にある「家族の和 family harmony」の観念について、フランスのそれとアメリカのそれについて大きな差はないといわれている⁴⁸⁾。例えば、遺言で生存配偶者が相続廃除されて、第三者が有利に扱われた時、生存配偶者が不当威圧を理由に遺言に異議を申し立て、不当威圧が肯定されて遺言が無効となった場合、その時不当威圧の法理は実質夫婦共有財産制類似の役割を担ったことになる。遺留分制度同様、夫婦共有財産制も家族保護に貢献する制度であるならば、それと同じ機能を持つ不当威圧の法理に存続意義を認めることは肯定されてよいのではないか。なぜならば、不当威圧の法理の家族保護的側面は、「家族の和」の尊重に資するものと思われるからである。

5 遺言者に対する生前のケア提供の在り方～特に誰がケア提供したか～は、不当威圧の法理の作用の仕方に若干の影響を及ぼすだろう。2～3の州における Caregiving statute は、ケア提供者が家族外の第三者である場合、その者への遺贈を不当威圧の推定ありとして即遮断する。これに対し、ケア提供者が家族外の第三者だからといって、不当威圧ありとして遺言を即無効にすべきではないというのが、アメリカの学説の大多数であろう。しかし、家族外の第三者がケア提供者である場合に、不当威圧ありとして遺言を即無効にすべき場合も存在するものと考えられる。要は、ケアの実態であり、ケア提供が愛情と気遣いの結果果たされたものであったかどうかというのは重要なポイントである。また、家族内でケア提供に偏りがあり、主たる受益者イコール主たるケア提供者である場合も、不当威圧の法理をいかに働かせるべきかが問題となる。そこでもまた、ケア提供の実態の把握が重要になってくるだろう。いずれの場合も、ケア提供が愛情と気遣いの表れであり、見返りのみを求めてなされたものではない場合は、コモンロー的な自由意思尊重

48) *Id.* at 88.

の不当威圧の法理の作用を働かせてもよいのではないかと考える。ただし、アメリカ遺言法における不当威圧の法理廃止論の学説は、高齢者へのケア提供が絡んだ場合、この方向での不当威圧の法理の作用が実際には働いていないという意味において、アメリカ遺言法における不当威圧の法理は高齢者の自由意思を保護していないとする。高齢者が家族外の第三者によるケア提供に対し、本心から感謝して結果的に遺贈したとしても、アメリカ遺言法における不当威圧の法理は、遺贈を尊重する方向に働かないというのである。確かにそういうこともあるだろう。しかし、筆者がアメリカ遺言法における不当威圧の法理によって守りたい高齢者は、その自由意思に不当な影響を及ぼされた結果、第三者に対してであれ、家族の一部のものに対してであれ、財産処分に至った者たちである。上記判例分析からも明らかなように、高齢者たちを不当な搾取から保護する役割を、アメリカ遺言法における不当威圧の法理は引き続き保持しているものと考え。故に、アメリカ遺言法における不当威圧の法理に存続意義はあるものといえよう。

6 アメリカ遺言法における遺言能力の基準が、相対的に低く、裁判所は遺言能力が争われた場合に、なるべく遺言能力を肯定し遺言を有効にしようと努めていること、第6節で述べたとおりである。翻って、日本遺言法ではどうか。ある文献⁴⁹⁾では、日本でも遺言能力が争われた場合、遺言を有効にするケースが多いといわれている。日本では、遺言能力の有無を判断する際に、裁判所は医学的エビデンスを重視するし、またそれだけではなく、遺言内容にも目を向けているようである。遺言内容が単純なものであれば、医学的観点から遺言能力が疑問視されたとしても、遺言能力を肯定することがある。しかし、共同相続人間での財産処分が著しく不平等な場合は、不当な誘導が疑われ、遺言能力が否定されることもあるようである。これはまさに、「日

49) 平田厚『民事における意思能力の判断事例集—取引行為、遺言、婚姻、養子縁組等—』119頁～121頁（新日本法規、令2）。

本版不当威圧の法理～共同相続人間の平等を確保する作用～」が適用された場合といえるのかもしれない。日本において、遺言能力は意思能力と同じとされ、遺言年齢は15歳とされる⁵⁰⁾。裁判上、遺言能力が争われた場合に遺言が有効とされることが多いということは、日本における遺言能力の実質的ハードルは低めと捉えることができる。そうすると、アメリカ同様、日本においても、不当威圧の法理のようなものが働く余地が出てくるものといえるだろう。また、不当威圧の法理の日本遺言法への導入の検討を具体化する際には、債権法改正における意思表示に関する議論（例えば、詐欺、強迫以外に表意者を保護するために意思表示の取り消しを認めるべき場合があるかどうかの議論）を参照する必要があるだろう。

7 アメリカでは実質、子の相続廃除は可能であるとの認識であったが、今回アメリカ遺言法における不当威圧の法理の遺留分制度的役割が分かり、実際にはこの法理で日本法と比較した場合のアメリカにおける遺留分制度の欠落が補われていることが判明した。

アメリカ遺言法における不当威圧の法理の役割としては、判例の分析からも、遺留分制度的作用（特に財産を家族に留保する作用）が強く働いていることが分かった。これは、イギリスのエクイティで発祥した「undue influence」と呼ばれる前の当該法理に相当するものが果たした役割と同じである。この作用に対し現代の学説が反発し、コモンロー的自由意思尊重の役割、作用を強化せよと主張する。しかし、筆者は上述1のとおり、このアメリカ遺言法における不当威圧の法理の家族保護的側面を必ずしも悪としない。アメリカにおいて当該法理のこの側面が機能すべきケースも残っていると考えるし、一方、日本における遺留分制度にも一定の役割、存続意義（家

50) 遺言能力は意思能力と同じなのでアメリカより高く、遺言年齢15歳でアメリカの18歳より低く設定されている。

族の感情的不満を経済的満足によって抑え、家族の和を保持する役割⁵¹⁾が残っていると考えているからである。アメリカ遺言法における不当威圧の法理を排除してはならない。

(博士後期課程単位取得退学・研究生)

51) 拙稿『家族と遺留分制度に関する判例研究—遺留分制度の家族の中での役割—』、学習院法論 14 号、1 頁、18 頁 (2007 年)。因みに、ここ数年の遺留分に関する判例を一瞥したところ、日本ではアメリカと異なり、遺留分制度の役割として、複数の子らの間の平等 (共同相続人間の平等) を確保する作用というものがかなり強く働いているようである。このことをしっかりと確認すべく、遺留分に関する判例の再調査は喫緊の課題である。